

税務調査の現状と課題

藤 村 元

税理士

ただ今、ご紹介いただきました、税理士の藤村でございます。本日はテーマが税務調査ということでございまして、題名は立派でございしますが、中身はそれほどではないだろうというふうには、私は思っております。ただ、充てられた1時間程度の時間でございしますが、精いっぱい、私の考えていることなり、これまで経験したことを、皆さまがたにお話し申し上げまして、税務調査とは一体何なのかということ、ぜひ考える契機にいただければありがたいというふうには思っております。

私の経歴を簡単に申し上げますと、私は平成14年7月に、仙台国税局を退職いたしまして、辞めてから13年になります。従いまして13年前のことしか分からず、昨日のこと聞かれてもちょっと分からないというのが実情でございます。そして、勤続年数は約38年間でした。その大部分は法人税、源泉所得税関係の事務に従事してきました。所得税も、最初の頃4年半ばかり担当いたしましたのですが、大部分は法人税関係の仕事でございます。ということで、私は法人税関係の仕事に携わってきたとっていいと思います。

何か疑問点が途中でありましたら、話の途中でも結構でございますので、手を挙げていただきまして、お願いしたいと思います。なお、最後に質問の時間が約20分間セットされておるようですから、そのときにまとめて質問されても結構でございます。それでは座ってお話し申し上げます。

『税務調査の現状と課題』ということで、表題は立派でございしますが、内容は先に申したように、学問的なテーマではないことだけは確かでございます。そういうことで、一つご理解を願います。

税務調査の現状と課題

税理士 藤村 元

『税務調査とは』と、大上段でそれをかぶりますと、恐らくこういうことだろうと思います。納税者が、税法の定めに基づいて、納税義務を適正に履行しているかどうか。これを国税の担当者が検査することです。こんな感じになるのではないかと思います。ただ、その調査といいますが、1日ぐらいの調査から何年にもわたる調査もあります。査察の場合も、結構長いものもあるんですけど、例えば、私が退職間際にやったのは、最後の方では、課長、次長、部長、と3年あったんですが、資料調査課長というときに担当した調査事案は、次の年は私は次長というのになりました。最後には調査査察部長という部長になりました。だから、足かけ3年で処理したという事案もあります。仙台国税局管内ですね。最後には、やはり査察のほうに回っていったんですが、査察でやってる間にですね、肝心要の社長、実行行為者は社長であったんですけども。社長が高齢のために亡くなってしまいました。刑事告発はしたんですけども、刑事事件としては不発に終わったというような事案もございました。これは足かけ3年かかりました。

それから、仙台国税局ではないんですけども、東京国税局中心で盛んにやっております、タックスヘイブン税制がありますが、これも事案によっては何年もかけてやっていると聞いております。恐らく今もそうなってると思います。そういうわけで、調査と言ってもさまざまな形態のものがあるということだけは、ご理解を願います。

2枚目にまいります。調査というものを考えるとき、法的根拠といいますが、そういうものはどういうものかというものが一つ、やはり理解しておかなければならないだろうというふうに思います。

それでは3ページ目に、条文を引用していますが、かっこの中は飛ばしまして読みますと、『国税庁、国税局若しくは税務署又は税関の当該職員は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提

1. 税務調査とは

- ▶ 納税者が、税法の定めに基づき、その納税義務を適正に履行しているかどうかについて課税庁の担当職員が検査すること

2

2. 質問検査権

- ▶ 国税通則法 第74条の2
 - ▶ 第1項

国税庁、国税局若しくは税務署（以下「国税庁等」という。）又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、消費税に関する調査を行う場合に限る。）は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件（税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物（消費税法第2条第1項第11号（定義）に規定する課税貨物をいう。第4号イにおいて同じ。）又はその帳簿書類その他の物件とする。）を検査し、又は当該物件（その写しを含む。次条から第74条の6まで（当該職員の質問検査権）において同じ。）の提示若しくは提出を求めることができる。

3

示若しくは提出を求めることができる』このような条文になってございます。

これは23年の国税通則法改正に伴って、こういう条文が通則法に入ったんですが、同じ内容は、前は法人税法にありました。内容はほとんど変わっていません。ここでのポイントは、当該職員は、必要があるときは質問、検査、提示若しくは提出を求めることができますよというのが骨格でございまして、どのような形態の調査を国税側ができるか、これに尽きるわけです。これ以外のものは何もないわけです。質問、検査、それから提示要求と、それしかありません、法的には。

ただ、若干ながらありますのが、4ページのほうにありますように、イは法人、俗にいう本調査、会社に行って調査するという。それから、ロのほうは、『イに掲げる者に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者』とありますが、これは、反面調査のことでして、これを調査するのは

2. 質問検査権

▶ 国税通則法 第74条の2

▶ 第1項（続き）

二 法人税又は地方法人税に関する調査 次に掲げる者

- イ 法人（法人税法第2条第29号の2（定義）に規定する法人課税信託の引受けを行う個人を含む。第4項において同じ。）
- ロ イに掲げる者に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者

4

税務署員でございます。反面調査権、これこそが、何をやるにしても、これに尽きるというものがございます。それ以外のものは一切やってはいないというか、場合によっては鑑定人に鑑定を、そういうのはあるんですけど。権力行政としてはこういうものに尽きるということでもあります。

5ページにまいります。5ページの中でも、参考としまして、国税犯則取締法がございます。これは、俗に国犯法と言ってるんですが、査察調査の権限の条文でございます。査察調査の場合は、国犯法第1条および第2条によって調査をしているということです。

この1条を見ますと、さっきの条文に非常に似てまして、一つは質問、それから検査、それから領置と三つあります、第1条のほうは。質問、検査、領置と。納税者その他に対して質問する。そして物品、帳簿、書類を検査する。それから出てきたものを領置する。

2. 質問検査権

▶ （参考）

国税犯則取締法

第1条

収税官吏ハ国税（関税及噸税ヲ除ク以下同シ）ニ関スル犯則事件（以下犯則事件ト称ス）ヲ調査スル為必要アルトキハ犯則嫌疑者若ハ参考人ニ対シ質問シ、犯則嫌疑者ノ所持スル物件、帳簿、書類等ヲ検査シ又ハ此等ノ者ニ於テ任意ニ提出シタル物ヲ領置スルコトヲ得

第2条

収税官吏ハ犯則事件ヲ調査スル為必要アルトキハ其ノ所属官署ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ臨検、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得

5

第2条のほうは、臨検、搜索、差押と言います。これはよく、テレビの刑事ドラマと同じことになりまして、相手が了解しようがしまいが、とにかく行って臨検する、搜索する、これも相手の承諾とか一切関係なくやる。差押も同じでございます。第2条のほうは、いわゆる裁判官の許可状がなければできません。従いまして、事前に着手前にかかなりの内偵調査をやりまして、犯則をしてますと、およそどのぐらいの犯則規模です、ということを経験官に疎明というんですけど、証明までは至らないんですけども、かなりの精度のあるものを説明しなくちゃならないわけです。そして裁判官が了解したら、許可状をもらう。臨検・搜索・差押許可状というのをもらいまして、そしてやるということでございます。

国犯法上も、国税職員には身柄拘束権はありません。逮捕権というのはありません。身柄拘束というのは、脱税者についてはないのかというと、全くそういうことではありません。身柄拘束は検事が全てやります。税務署の場合は、留置所もありませんし、監視者もおりませんので、身柄拘束ができないんです。警察署には立派なそういう部屋がありますから、検事が逮捕して、20日間の身柄を拘束してやるというふうなシステムになっております。それは今も同じだと思いますが、検事はなるだけ質問に答えないと、いわゆる非協力的な犯則者といえますか、対象者につきましては、ほとんど全て、身柄拘束してやります。そういう実態にあります。

国税局の普通の調査は、身柄拘束はしないのかとなると、それは行っていません。ただ、よく、任意調査なんだからなんぼ拒否しても一層構いませんという、主張している団体がありますが、そういうことは一切ありません。やはり罰則規定はあります。

6ページの所に、昭和48年の最高裁の判決文なんですが、『質問検査の相手方は受忍義務を負い、その履行を間接的心理的に強制されているが、あえて質問検査を受忍しない場合には、それ以上に直接的物理的に強制しえないという関係』なんです。すなわち、強制的に質問に対する答えを引き出すとか、そういうことはできないという関係なんです。しかしながら、正当な理由が

3. 税務調査に関する用語あれこれ

(1) 任意調査と強制調査

質問検査の相手方は受忍義務を負い、その履行を間接的心理的に強制されているが、あえて質問検査を受忍しない場合には、それ以上に直接的物理的に強制しえないという関係

(最高裁昭和48年7月10日第3小法廷)

(参考) 国税通則法第127条 (罰則)

なくて、質問に対して答えなければ、それは罰則の適用があります。6ページにある文章は、最高裁の48年の、まさしく罰則を適用したときの判決文です。これは民商事件で、普通の人があうそこいたとか、虚偽答弁したとかざらにありますけど、そういうことをみんな刑事裁判に持っていったるわけではありません。この事例は、それこそ数年かかった事案だと思います。そして民商の、そのこの地区の支部長といいますか、それを警察が逮捕したというものの判決文でございます。条文的には、一般の任意調査であっても、質問を拒否するとか、そういう場合は罰則がかかります。任意調査だから答えても答えなくても一向に構わないという解釈は成立しないということだけは、皆様方にご理解願いたいと思います。

次に7ページにまいります。今度は、調査の具体的なものに入ってまいります。『国税通則法74条の10（事前通知を要しない場合）』というのがあります。『前条第1項の規定にかかわらず』、『税務署長等が調査の相手方である同条第3項第1号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条第1項の規定による通知を要しない』と、ザーッと読んだだけではあまり何のことかっていうのは意味分からないでしょうけども、結局は税務調査の、一つは納税義務者がした申告の内容、それから過去の調査結果ですね。過去の調査、不正計算をしましたとか、しかも1回だけでなく、繰り返しそういうことをやってますという内容、それから事業内容に関する情報、例えば、今はあまりはやらないでしょうけども、喫茶店の中でゲーム喫茶と称して博打をやっていると、さまざまな情報があるわけです。それから、国税庁等が保有する情報によれば、その他違法又は不当な行為を容易にする場合、あるいは、その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある、例えば、ある団体の構成員の調査の場合には、通知を要しない、そういうような規定

3. 税務調査に関する用語あれこれ

(2) 予告調査と無予告調査

国税通則法 第74条の10（事前通知を要しない場合）

前条第1項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条第3項第1号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条第1項の規定による通知を要しない。

でございます。これは無予告調査の規定なんです。

あとは、私の知る限りは、昭和40年代の中頃までは、法人税の調査は、原則、無予告調査でした。そして、無予告調査に加えまして、現況調査というのが普通だったわけです。現況調査とは何をやったのか、共通するのはまず現金勘定がちゃんと合うのかということです。出納簿があるのか、出納簿付けているのであれば、現金残高がちゃんと合いますかということです。私が行った小規模法人はかなりの割合で、当時は現金出納簿というのはありませんでした。あっても前月末までしか書いてないとかいう状態でした。現金の帳簿残高と実際の現金残高が当然に合わないというのが当時の状況でした。昭和40年ぐらいは、立派な会社は別ですけど、そういうような会社がほとんどであったとっていいと思います。

それから何を見たかといいますと、金庫にある預金通帳などです。しかしながら、私の経験上、金庫にはろくなものがなかったと記憶しています。昔の株券だとか、もうなくなった会社の株券とか、がらくたばかり金庫にしまいこんで、大事なものは別のほうに保管するというのが一般的だったと記憶しています。重要なものは、社長が持ってるというよりは、社長の懐刀といいますか、そういう人が持ってるっていうのが非常に多かったというふうに記憶しております。小規模会社であっても、経理担当の女の人の人とかってというのは、大事な書類をちゃんと持ってるんですね。あと、ロッカーとか、そういうところに大事な書類がありました。

税務署では不正発見割合という言葉があります。これは、調査100件するうちに、重加算税をかける対象になったのは何件ですかというものです。30件あるとすれば不正発見割合は30パーセントというんです。大体当時は30パーセント台でした。

確か私の不鮮明な記憶によりますと、関東信越国税局の資料調査課の方々が、ある調査を、無予告で行ったことがありました。その際、その奥さまが、何億円らしきものを持って2階にかけ上った。それを資料調査課の方々が追いかけて行って、布団の中に隠したのを探したと、平たく言えばそういう事案が発生しまして、それもやはり、本人の承諾もなしに寝室の所を検査したというようなクレームがありまして、そういうものが調査の行く末ではないかというような、事案が発生しまして、そういう関係もあって、法人税の調査は原則無予告調査から、原則予告調査に転換しました。

法人税の調査方式としては、そこで大転換をしたわけでございます。この頃、国税庁は税務運営方針というものを出してあって、法人税の調査は、原則、事前予告をすると書いた。ところが、ある団体から調査のたびに、ある団体の構成員については無予告で行っていましたから、なぜ無予告で来るんだと、税務運営方針という国税庁の大方針に違反するのではないのかというクレームがありました。その議論だけで1日暮れるといいますか、そういうことが起きました。その後のはしばらくたってから、税務運営方針を出すのをやめて、恐らく今はないと思いますね。

今回、インターネットで調べましたら、税経新人会の文書に、51年分の税務運営方針というのが載っていました。当時の水準というのは、その前から比べれば、かなり改善はされておったんですが、やはり無予告で行ってみれば、ほとんどの調査で、現金出納簿不備が判明しております。

3. 税務調査に関する用語あれこれ

(3) 準備調査

イ 内観調査

ロ 外観調査

ハ 資料情報

ニ 決算書・申告書（代表者等の申告書を含む）の分析、検討

ホ 調査箇所の抽出

8

よほど真面目な会社は現金出納簿をちゃんとやっています。そこで、真面目かどうかが一発で分かるというのが実態でした。

8ページにまいりまして、これは税務調査というのは、まず準備調査というのをやります。準備調査の中で、内観調査とか外観調査というのがあるんですけども、これは全部やるという意味ではありません。特に、例えば飲食店とか、外から見て大体分かるという所もあります。それから、皆さまがしょっちゅう行くような大衆酒場であれば、内観調査もあまり必要でないです。皆さまがた、あまり高級バーというのは、若い人は行ったことないですか、私は年取っても行ったことはありませんが、例えば、そういう店のテーブルとか、ものの規模とか、女性の容姿とか、それから数とか。値段ももちろんですが、とにかくそういうものを見れば、一発で申告が正しいかわかります。そういうところは、10パーセント削るとか、ちゃちなことしませんから。半分にするとか、大胆にやりますからね。

それから、資料情報というものが、国税の内部的には非常に大事にしております。それから当然ながら、決算書・申告書関係の分析、検討を事前に行います。特に小規模法人の場合は、当該法人の代表者等いずれかの中核部分の方の所得税の申告書もきちんと事前に把握しておかなければ、調査に行ったときに駄目です。私に言わせれば、申告書も持ってこないで調査に来ている人がいっぱいおりますけども、暗記して来てるんですかと私は冷やかしているけども、調査にならないと私はまず思いますよ。余談ですけども。

以上、どういうところから突破口にして調査するかというものを抽出するというのが、準備調査でございます。

それから9ページにまいります。9ページに本調査というふうに書いております。本調査というのは実際に会社に行って、会社の役員とか、税理士とか、事務員とかにお会いして聞くというのがありますが、ここでやっぱり、なんぼベテランであっても、事業概況の聴取ってというのは、

3. 税務調査に関する用語あれこれ

(4) 本調査

イ 事業概況等の聴取

ロ 帳簿調査

a. 質問、検査、物件の提示若しくは提出

b. 勘定科目別調査法（例：現金勘定調査法）

9

基本的に大事なんです。これを手抜きしますと、後でさっぱり訳分からなくなってくる。だからそこは、若干時間がかかってもやむを得ませんので、基本部分はきちっと押さえておかなければなりません。例えば、何の誰子という女の名前の普通預金が見つかった場合、それは何ですかね？

と言います。ちゃんと聞いておれば、その関係者にも言えないというようなことも分かるでしょうけども、いる者やらない者やら、分からない。曖昧模糊だという状態になりますから。事業概況をきちっと聞ける調査官は能力が高いんです。無駄なことばかり聞いているのは駄目ですけども、全く聞かないのは0点です、私に言わせれば。商売の特殊性っていうのはあるわけね。必ず、その会社によってありますから、そこをきちっと聞いて、押さえておくっていうことをやる調査官は、調査能力が高いんです。概況聴取で大体、調査官の能力は分かるといいますか、そういうことは言えます。

それから、帳簿調査というものがあります。これは言うがやすく、帳簿に書いてあることを、ただ見るのが帳簿調査かといえば、見るのも一応、形の上では帳簿調査なんですけども、果たして矛盾点があるのかないのかという、そういうものを見るのが帳簿調査になります。勘定科目別調査法と立派に書いたんですけど、例えば現金勘定調査法。現金勘定、例えば、私もたまに調査の立ち会いに行くんですが、自分で言うのも何ですが、現金勘定が赤字になっている期間がずっと続くとか、そういうことは現金の理論からしてあり得ないんですよね。現金勘定が赤字になった場合、それはなぜ赤字になったかという、入金を計上しないというのがあったり、出金を過大に計上したりというのものもある。どっちかのために現金が赤字になるのです。現金が多くある場合、架空の入金を立てます。架空の入金を立てるにしても、売り上げを立てては元も子もありませんので、例えば、仮受金で処理します。初歩的な手法ですよ。それには理屈はあるでしょ、架空の仮受金を立てれば、一応、現金の残高はプラスにできますから。昔はよくそういうのをやっていたわけです。今はコンピューターだからすぐ直されますから分かりません。手書き時代は、そう

3. 税務調査に関する用語あれこれ

(5) 補充調査

イ 反面調査

法人税法 第154条

国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人税に関する調査について必要があるときは、法人（連結親法人の納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員がその連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税に関する調査について必要があるときは、連結子法人を含む。）に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

ロ 代表者等所得の調査・・・小規模法人

ハ 金融機関等調査

10

いうのはざらにありました。手書き時代はですよ。今はいくらでも修正は利きますから。ただ、電子帳簿保存法を適用した場合は、修正機能ではちゃんと実績を残しておかなくちゃならないから、ほとんどの人は電子帳簿保存法を適用しないという実情になっております。

それから、10ページにまいます。反面調査というのがあります。条文がちょっと間違っていました。法人税法154条というのは、これが削除になりまして、国税通則法74条の2となっております。全部、各税であった質問、検査権の問題が、全部国税通則法に統合になりましたので、引用する法律が間違っていました。ここは、先ほど言いましたように、調査にとっては大事な部分です。不審点があるものは、全て反面調査に出向くっていうのも一つの方法でしょうけど、効率的にやらなければなりません。なるだけ不審点の大きいものから順番にやっていけば、非常に効率的にいくっていうのがあります。最初に大きいものからする。反面調査っていうのは意外に大変でして、土建屋の反面調査なんかは、あっちに行ったりこっちに行ったり、本当に苦勞はしなくちゃならないのがあるんですけども。いずれにしても、反面調査権というものがあって、これを行することができることになっています。

それから、代表者等の個人所得調査というのは、法人所得を調査するために行います。会社が小規模の場合には、それをやらなければ駄目です。よく、法人税の調査をしに行った場合、その代表者の個人換算所得を調査します。個人換算所得というのは、自分に対する役員報酬に、自分に対する支払家賃とか、そういうものを足せば、個人換算所得というのは出ます。それでご飯が食えるのか、子どもを立派な大学に入れて、立派に生活ができるんですかというのを見るわけでございます。

それから、金融機関等調査、これは銀行調査、証券会社調査のことをいっていますが、ほとんどの国税職員はこれで苦勞してきたと言っても過言ではありません。昔は、昭和27年にできた無記名定期預金というのが横行してまして、それを、誰のものかというものを、非常に銀行員と

やりあったんです。あるいは、昭和60年代には、無記名制度が廃止になりまして、今度はやったのが、仮名を使うというものです。仮名っていうとまるっきりでっちあげの架空名義ではなくて、現在いる人の名前ですから。ひどいのは、銀行員が自らその家族の名前を差し出して使うなんていうのもいっぱいありまして。それで、国税対銀行というのは、最悪の関係にあったわけです。

かつては、定期預金の99パーセントがマル優預金でした。日本の人口が1億1300万人しかいなかった時代ですね。当時は、あまりにも乱用しすぎて、このためマル優制度は縮小されて、一部障害者とか、そういう人がたに限定されてしまっています。

次に11ページにまいります。今はコンピューターで経理やってるっていうのが普通でございませぬ。税理士事務所でやってるコンピューターが、そのプログラムがおかしいとか思う人は、恐らくいないだろうと思いますが、しかし自分の所で作ってるコンピューターシステムは、必ずしもそうではありません。昔から、プログラムを含めたコンピューター内部の調査、処理過程調査と言ってますけども、そういうことはやってるはずでせぬ。国税局の調査課では、かなりやってますね。コンピューターの内部に分け入って、コンピューターを動かしているプログラムの論理が合ってるのか、そういうものは調査してます。

それから、海外取引調査、これも、基本的には日本の税務職員は、日本国内でしか権限を行使できません。海外取引調査に行ってきましたという人はいますけども、それはごくごく限られた、自分の担当している会社の親会社の部分を調べに行っただけですから。外国の、例えば、アメリカの権限を侵すわけにはいかないと思いますね。

次に、不正計算の動機というところにまいります。ここがちょっと、皆様方、これはどこにもあるというふうに言う人はいっぱいいるかもしれませんが、大きく分けると、ほぼこの類ではないのかと思います。1番大きいのは、会社の数が大きいせいもありまして、個人資産の形成、趣味とか嗜好と、こういう分野があります。いつの時代でも変わらないですね。会社の所得をちょ

3. 税務調査に関する用語あれこれ

(6) コンピュータ会計

(7) 海外取引

(8) 不正計算の動機

- ① 個人資産の形成、趣味、嗜好のため
- ② 企業継続のため
- ③ 簿外経費捻出のため
- ④ 構造的不正の渦中にあるため

ろまかして、個人のために使うとか、そういう人は、絶対治りません。

2番目は企業継続のためです。利益調整といっても、当期の利益が予想以上に上がったので、少し減らして来期まで持ち越すということを行います。例えば、土建屋でいえば、外注費とか材料費を実態よりも多く立てて、当期の利益を減らして、来期に持ち越すというようなパターンですね。それから売掛金を計上しないとか、そういうものになります。

それから、簿外経費捻出のためです。これも、業界によりましては、なるだけその間に、いわゆる簿外リベートとか、簿外の交際費を使うという業界もあります。そういうところは、やはり金を工面しなくちゃならんというところでやるわけです。私らの経験を踏まえれば、最初は会社のためですが、最後は、自分のために不正計算をするようになります。

問題は次の④の構造的不正です。これの代表的な例が、仙台を中心にしてなされたゼネコン汚職です。これは平成5年、当時の石井仙台市長の逮捕を契機にしまして、取引関係者数名、続いて本間俊太郎宮城県知事他逮捕、最終的には中村喜四郎、当時の建設大臣とか、竹内茨城県知事とかも逮捕されています。仙台の、大手スーパーゼネコンと鹿島、大成、清水他、名だたるゼネコン汚職で、全て東京地検特捜部にやられまして、大騒ぎになったわけです。そのときに、仙台市庁の庁舎なんかまだ、もうすぐ建て直ししようと言っておったのが、まだ建ってない。道連れになって、国税の合同庁舎建設も遅れました。県庁舎だけは、知事が捕まる前に完成していましたから。あそこが一番要領よく立ち回ったかも分かりませんが、そういうような事件があります。当時ほうわさされたのが、官庁工事、県とか市の発注工事の2パーセントという声はかなり流れていましたね。大手ゼネコンの指示の下に、下っ端のほうがお金を上納する。建設業っていうのは大体、6段重ねという言葉がある。元請けの下に下請けが6層重なるという意味です。そして下のほうから金集めてきて、上納するという、そういうパターンなんです。従って、そういうところに入ってる会社は、必ず不正計算をせざるを得ない。この事件は、地検の応援検事がその後、取引関係者を取り調べ中に、勢い余ってぶん殴ったという事件が発生しました。それでこの捜査はそこで終わる。あれからずっとやっておれば、もっと盛大なものになっただろうとは思いますが。

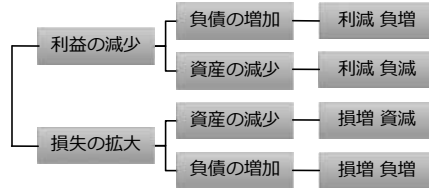
この事件を契機にして用途秘匿金課税制度というのができました。使い道を言わない架空外注費を1億円立てれば、加算税まで入れれば9000万円の税金を払う。1億円使ったところに、重加算税まで含めれば9000万円税金も払うというような制度になりました。従いまして、私が知る限りでは、仙台の大手ゼネコンは、そこで一切やめました。今をもってやってないと思います。パチンコ屋なんか、一斉にやめます。だから用途秘匿金課税というものは、税務調査に当たり、非常に大きいインパクトといいますか、事件であったと私は思っております。

それから12ページに入ります。ここは読んでもらえばよいかと思えます。ぜひ税理士事務員の方は、ここの理屈は覚えてもらいたい。脱税というよりも、過少申告というのは、負債の増加をたどれば、わかります。

それから『P/LとB/Sの相互関係』というのがあります。税務職員の調査は、みんなこのB/S

3. 税務調査に関する用語あれこれ

(9) 利益削減の方法（不正計算の簿記的理解）



(10) P/LとB/Sの相互関係

12

4. 国税の調査担当組織

(1) 国税庁の機構図

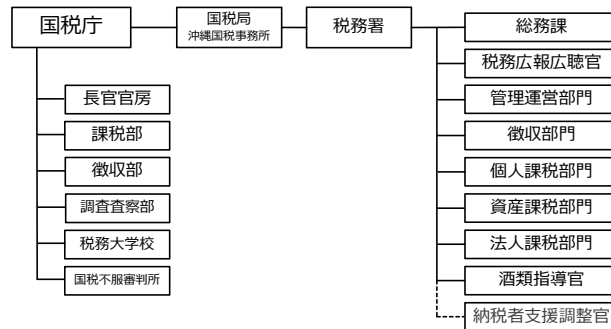


図1 国税庁の機構 <https://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeicho/kiko/kikou.htm>

13

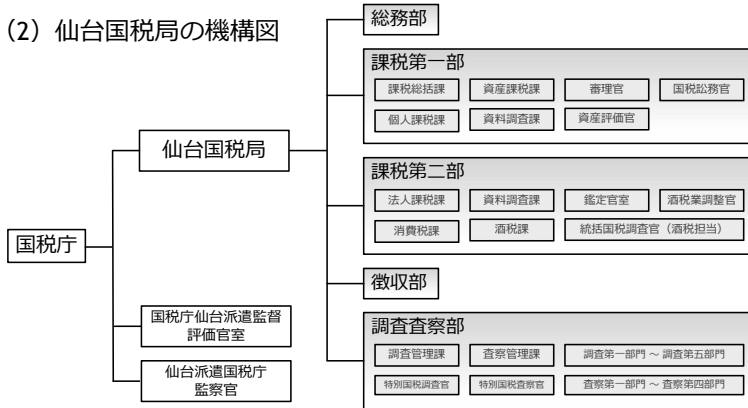
は何ぞやとかを必ず考えます。P/Lで見つかったのは、B/Sはどこにいったんだと。それから、B/Sは、例えば娘の結婚式の金に使いました、なんぼかかったんですか、300万かかりました、しかしP/Lで見つかったのは100万しかありません、あとの200万はどっから出したんですか、もう一回P/Lに戻ってくる。こういうP/LとB/Sを行ったり来たりさせて、つじつまが合うまで、きちんとやるというのが調査の鉄則です。

それから、『国税の調査担当組織』です。かつては、国税庁も自ら調査したこともあったようですが、今は自分では調査をしておりません。調査をしているのは、国税局以下でございます。

そして、仙台国税局の例を見ますと、課税一部というのは、個人関係を担当しています。個人の調査は、課税総括課です。それから、調査ばかりやってるっていうのは資料調査課です。あと、資産課税課とか個人課税課、これは税務署の調査指導という形でやっています。課税二部という

4. 国税の調査担当組織

(2) 仙台国税局の機構図



14

のは、法人担当です。法人課税課もやっていますが、ここで主としてやってるのが資料調査課です。あと、調査査察部、これは調査課と査察課が分かれてまして、調査管理課の主たる仕事は、審理担当課というのが一番人数多いです。会計検査院対策としては、集まってきた申告書を直す役目がまずあります。それから調査事案の審理も、一応やっています。それから、調査一部門からずっとありますのは、調査だけです。それから査察管理課というものは、調査はしない。査察は4部門ありまして、そのうちの二つは情報担当です。内偵担当といってもいいです。そして、残りの二つは実施担当といいます。実施というものは、国犯法第1条、2条に基づいてやります。そのときは、査察総員約40数名だったんですけども、人手が足りない場合が普通です。そういう場合は、調査課の職員を併任命令しまして、調査課の職員も一緒にやっていました。今も同じことやっ

4. 国税の調査担当組織

(3) 仙台北税務署の機構図

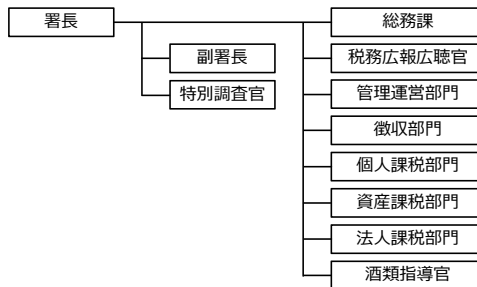


図2図3 仙台国税局・管内税務署機構図・国税庁

<https://www.nta.go.jp/sendai/guide/shokai/pdf/kiko.pdf>

15

ていると思います。

それから15ページにまいります。税務署は、お分かりのとおり、法人課税部門で法人税、源泉所得税、消費税を調査しているんです。その他、特官というのがあります。

次に16ページ。戦前の法人税というのは、一体どういうふうをやっておったのかというのを、言いたかったわけです。法人税というものができたのが明治32年です。明治32年の所得税法の改正の中で出てます。その条文というのは、『第1種ノ所得ハ各事業年度総益金ヨリ同年度総損金ヲ控除スル。』というものです。総益金から総損金を引くというのが、国会で出された第1提案でした。その他、何だかんだって国会で議論がありまして、前年度繰越金とか、保険責任準備金とかどうするんだって議論になって、条文が増えていくんですが、もともとの条文というのは、これ1条だけです。法人税の課税所得を計算する規定というのは、今膨大にありますけども、

5. 法人税法及び同基本通達の沿革

(1) 明治20年 所得税法の創設

- ▶ 法人所得課税については見送り

(2) 明治32年 法人所得課税の創設

- ▶ 所得税法 第4条第1号

「第1種ノ所得ハ各事業年度総益金ヨリ同年度総損金、前年度繰越金及保険責任準備金ヲ控除シタルモノニ依ル（以下略）」

- ▶ 所得税法 第9条

「第一種ノ所得金額ハ損益計算書ヲ調査シ政府之ヲ決定ス」

- ▶ 税率 2.5%

- ▶ 明治32年4月1日 大蔵大臣内訓『所得税法施行上取扱方心得』

16

5. 法人税法及び同基本通達の沿革

(3) 昭和2年1月6日付主秘第1号

「所得税法施行二関スル取扱方通牒」（大蔵省主税局長通達）

(4) 昭和15年 法人税法の新設

(5) 昭和20年 大法人に対して申告納税制度導入

(6) 昭和25年 法人税法の改正（シャウブ勧告）

(7) 昭和25年9月25日付直法1-100「法人税基本通達」制定

17

明治32年の法人税法の初めの頃は、これ1条しかなかったというようなわけです。

通達がいつから始まったんだっていうのは、17ページにあります。通達は昭和2年1月6日に、主秘第1号というのが、所得税の主税局の秘密通達です。法人税についてもそういうものがまとまった通達として出たのが法人税の通達です。その前は、この各税務管理局、国税局から照会がいて、大蔵省の主税局で、これについてはこういうふうにやると、そういうような個別のものはあったんですけど、それを集大成したのが昭和2年です。

戦後にそれをまた集大成いたしまして、昭和44年に今の通達ができる、こういう経過を踏んでおります。従いまして、もともとは、非常にシンプルなものであったんですけども、だんだんと拡大して行って、今は本当に枕にもできないくらい厚くなっちゃったっていうのが現実です。

ということで、ちょうど時間にもなりました。最後に、タックスハイブンについてお話ししたいと思います。

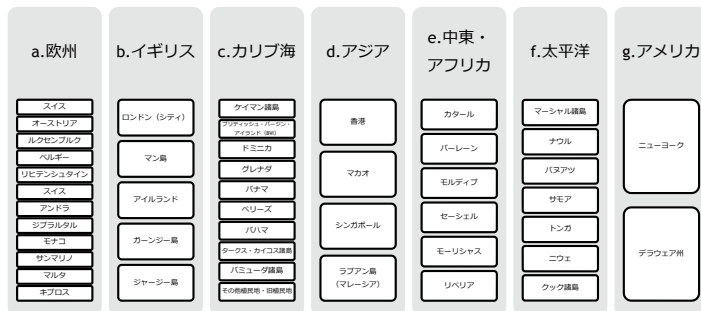
タックスハイブンは、仙台国税局ではやっていません。やっていませんっていうか、該当事案がありません。ただ、日本全体の税務調査の最大の問題は、これだと私は思います。みんな金は、そういうケイマン諸島経由とか、そういう所からみんな、ヨーロッパとかアメリカに流れていってしまふ。どこにいつているか誰も分からなくなってしまうというのが問題です。あと、暴力団課税です。暴力団は、私も資料調査課長のときに、アワビの密漁というのを経験しております。警察が、拘留してるだけでは鉄格子の向こうにおりますから別にいいんだけど、それが表に出たからは、これは本当に、言うに言えない、本音がありまして。だから、どうしてるかっていうのは、私はとても、今の質問検査権というもので、できるもんじゃないと思います。世界の中で、広く見ました場合、これにまともにもやっているのはロシアです。イタリアもかつてはのんびりして、みんな脱税しておったというんだけど、それじゃ駄目だということで、準軍事組織という、鉄砲を持って調査に行くという、そういう組織でやってるんだそうです。日本は誰がどうやるか、

5. 法人税法及び同基本通達の沿革

- (8) 昭和37年 国税通則法の制定
- (9) 昭和40年 法人税法の全文改正
- (10) 昭和44年5月1日「法人税基本通達の制定について」
- (11) 平成2年 地価税の創設
- (12) 平成6年 使途秘匿金課税の導入

6. タックスヘイブン

(2) タックスヘイブンの地域別分類



21

私は、本当に一つの大きいテーマだろうと思います。

それから、タックスヘイブンっていうものは、例えば、ヨーロッパ、イギリスっていうのは紳士だそうだけでも、一番悪いことする元凶があるんでないでしょうかと私は思いますね。盛んにG20とか、ああいうのでやってますが、政治家が分かるわけないので、やっぱりこれは日本国内で、立法という形で、どうするのというのがなければ、とてもじゃないけど解決できないと思います。

ということで、時間もきてしまいまして、誠に恐縮でしたけども、一応、所定の時間がまいりましたので、これで終わらせていただきます。どうも、誠にご清聴ありがとうございました。